

令和3年度岡山県介護職員初任者研修

受講支援事業費補助金の募集について

岡山県内の事業者が雇用する従業者が介護職員初任者研修を受講した際にかかった経費のうち、事業者が負担したものについて、岡山県が補助をします。

1 事業の目的

介護現場において人員が不足する中、介護経験が少なく技術に不安がある介護職員に働きながら介護職員初任者研修を受講していただくことで、介護の質の向上や虐待防止等の課題への対応が円滑に行われる職場環境の構築を図ります。

2 事業の概要

令和3年度内に修了する介護職員初任者研修を受講させる際に補助事業者が負担した経費のうち、研修を修了した従業者に係るものについて補助金を交付します。

3 事業の対象者

県内の

- ・老人福祉法に基づく老人福祉施設、有料老人ホームを運営する者
- ・老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業を行う者
- ・介護保険法に基づく介護保険施設を運営する者
- ・介護保険法に基づく介護保険事業を行う者

4 補助金額

上限 10万円/1人

5 交付の流れ及び提出書類

(1) 補助金の交付を受けようとする者（補助事業者）は、補助金の申請前に、

- ・「補助金交付申請事前登録届」（様式1）を提出（FAX、メール可）し、交付の事前登録を受けてください。

(2) 県は審査の上、交付申請事前登録通知書（様式2）を補助事業者へ送付します。

(3) 補助事業者は、研修受講修了後、以下の書類を県へ提出してください。

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 補助金所要額（精算額）調書（様式第1号の（1））
- 誓約書
- 完納証明書（県が発行する県税の滞納がないことを証する書類）
- 交付申請事前登録通知書（様式2）
- 研修を修了した従業者の雇用が確認できる書類（社会保険証等の写し）
- 受講経費の領収書（写し）

ただし、以下の事項が全て確認できるもの

- (ア) 研修事業者の名称
- (イ) 研修の受講に要した経費であること(ただし、補講に要した経費は除く)
- (ウ) 受講者の氏名
- (エ) 宛名（受講者本人もしくは補助事業者宛てのものに限る）
- 従業者に支給金を給付した場合、その事実を確認できる書類
（給与明細等の写し。ただし、補講に要した経費は除く）
- 介護職員初任者研修修了証明書の写し

(4) 県は、交付申請等提出書類の審査後、交付決定と額の確定を補助事業者へ通知します。

(5) 補助事業者は、請求書（様式第2号）を県へ提出し、支払いを受けます。

6 その他

- (1) 事前登録は、原則として研修受講開始前に受けて下さい。ただし、やむを得ず開始前に登録ができない場合は、遅くとも研修修了日までに受けて下さい。
- (2) 交付申請は研修修了後 1 ヶ月以内もしくは登録年度の3月31日のいずれか早い時期までに必ず行ってください。
- (3) 研修の期間が登録年度の3月31日を超えて修了するものは補助金の対象となりません。
- (4) 補助金を申請する時点（登録時点ではありません）で退職されている方は補助金の対象となりません。

お問い合わせ先

岡山県保健福祉部長寿社会課長寿社会企画班

電話 086-226-7326

FAX 086-224-2215

メールアドレス choju@pref.okayama.lg.jp

手続きの流れ

交付申請事前登録届等の作成・提出

県ホームページにて補助金交付要綱を確認の上、交付申請事前登録届をダウンロードし、必要事項をご記入の上、提出下さい。

(FAX・メールでの提出も可とします。

FAX086-224-2215 メール choju@pref.okayama.lg.jp)



受付確認通知の送付

届を確認し、予算の確認ができた時点で県より受付確認通知を送付します。この通知は交付申請の際必要となりますので紛失しないようにして下さい。



研修の受講

研修を従業者に受講させ、受講経費(受講料、テキスト代)を負担して下さい。

- ①従業者が研修を受講し、事業者が受講経費を負担
- ②従業者が受講経費を負担し、事業者が給付金を従業者に給付



交付申請

研修受講終了後、補助金交付申請書に必要事項を記入し、必要な書類を添えて県に提出して下さい。



交付決定・額の確定

県が書類を審査の上、適正と認めた場合は交付決定を行います。



県へ請求書を提出して下さい。

